

## 公 告

次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告します。

令和 6 年 11 月 19 日

島根県知事 丸山 達也

### 1 入札に付する事項

(1) 件 名

令和 6 年度無人航空機操縦者技能証明取得講習会等実施業務

(2) 入札案件の仕様等

別添仕様書のとおり

(3) 履行機関

契約日から令和 7 年 3 月 19 日（水）まで

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 島根県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 過去 2 年間（令和 4 年度～令和 5 年度）に国又は地方公共団体等において、同等の無人航空機に係る研修等を受託し、確実に履行した実績のある者であること。
- (6) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (7) 指定期日までに入札参加資格審査申請書を提出した者であって、入札参加資格を有すると認められた者であること。

- (8) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成 23 年島根県告示第 454 号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (9) 島根県内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。
- (10) 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 132 条の 69 により無人航空機を飛行させる者に対する講習を行う者として国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録講習機関」という）であること。

### 3 入札説明書の交付期間及び場所等

#### (1) 交付方法

本公告の日から令和 6 年 11 月 25 日（月）までの間、島根県ホームページへの掲載により交付します。なお、これにより難しい場合は、次により交付します。

#### ア 交付期間

本公告の日から令和 6 年 11 月 25 日（月）までの日（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第 9 号）第 1 条に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

#### イ 交付場所

島根県松江市殿町 1 番地 島根県防災部防災危機管理課  
電話：0852-22-6775 FAX：0852-22-5930

#### (2) 入札説明会

実施しない。

### 4 資格審査の申請手続

- (1) この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの審査を受けなければなりません。
- (2) 提出期限 令和 6 年 11 月 25 日（月）午後 5 時
- (3) 提出場所 上記 3(1)イに同じ
- (4) 提出方法 持参又は簡易書留による郵送（提出期限必着）
- (5) その他
  - ア 申請書等の作成に要する経費は、提出者の負担とします。
  - イ 提出された申請書等は、返却しません。
  - ウ 提出された申請書等は、提出者に無断で入札参加資格の確認以外の用途には使用しません。

### 5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時：令和 6 年 11 月 28 日（木）午後 1 時 30 分
- (2) 場 所：島根県庁本庁舎 7 階 701 会議室

### 6 その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上を納付してください。ただし、島根県会計規則（昭和 39 年島根県規則第 22 号）第 61 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

また、入札保証金の免除に関する誓約書を提出した場合で、過去 2 年間（令和 4 年度～令和 5 年度）に国又は地方公共団体等において、同等の無人航空機に係る研修等を受託し、確実に履行した実績のある者であることが確認できた場合には、島根県会計規則第 61 条の 2 第 3 号に該当するものとし、入札保証金を免除します。

なお、入札保証金の算定方法は、入札説明書によります。

(3) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上を納付してください。ただし、島根県会計規則第 69 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

また、契約保証金の免除に関する誓約書を提出した場合で、過去 2 年間（令和 4 年度～令和 5 年度）に国又は地方公共団体等において、同等の無人航空機に係る研修等を受託し、確実に履行した実績のある者であることが確認できた場合には、島根県会計規則第 69 条の 2 第 7 号に該当するものとし、契約保証金を免除します。

なお、契約保証金の算定方法は、入札説明書によります。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがあります。

(5) 郵便入札

認めません。

(6) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第 63 条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とします。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第 62 条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

(8) 契約書作成の要否

要します。

(9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県防災部防災危機管理課に報告するとともに警察に通報してください。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとし、

(10) その他

詳細は、入札説明書によります。

なお、島根県会計規則を承知の上、入札に参加してください。